

広報 おんが

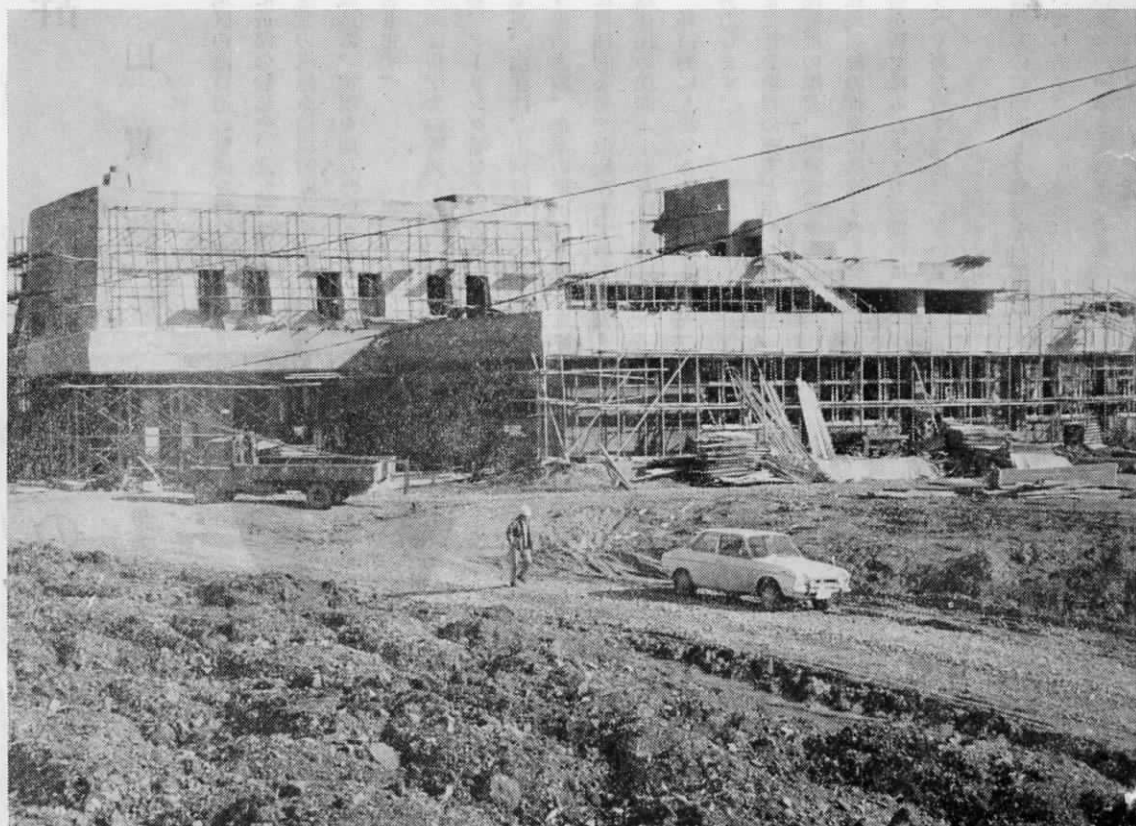
第136号

昭和47年1月15日

発行所
遠賀町場役

編集発行
遠賀町庶務課

印刷所 冷牟田印刷合資会社



急ピッチで進む新庁舎防音工事

人のうごき (12月の住民基) 本台帳から

人口	9,680人	(+34)
男	4,610	(+23)
女	5,070	(+11)
世帯数	2,492戸	(+5)

() 内は前月比

- 二十七日 国旗制定記念日
- 十五日 成人の日
- 十一日 鏡開き
- 七日 七草粥
- 四日 官庁ご用始め
- 二日 初荷、書初め
- 一日 元旦、初詣

一月のこよみ



年頭の辞

町長 柴田貫蔵



部地区の縦貫道の整備を行なうと共に道路の舗装や、北九州衛生都市建設の構想を積極的に政策の中に織込み、実現を期したいと思つて居ります。

昭和四十七年の新春を迎え、町の皆様方の愈々多様なならんことを心からお祈り申し上げます。私は今年選歴を迎え、従来の子供から六十年の大人の仲間入りをした訳で、今後は大人としての数十年を社会のために尽して参り度と思ひます。

町長に就任して七ヶ月、皆様方の絶大なる支持を得まして、新庁舎の新築を初め遠賀バイパスの工事や県道直方線立体交差の着工などをみ、町づくりの第一歩をふみ出しました。私は今後より一層基盤整備に重点を置き町道山手循環線を初め南

今年是新庁舎の新装と共に、消防署、ボーリング場などが新築される外、虫生津、上別府地区のゴルフ場の誘致、企業の進出等町開発に積極的姿勢で取組みますので地域住民の沈滞ムードを吹き飛ばし、経済的にも活気ある年になる様努力します。

また社会教育の充実と相俟つて住民福祉の推進、保育園の改築など住民福祉の推進に邁進すべく、覚悟を新たにみなさま方の期待に添うべく努力致す覚悟でございます。

皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。いささか所感を述べまして私の年頭の辞といたします。

新年のご挨拶

議長 中山包久



私たち議会人も、町民の皆さんが豊かな生活が出来、明るい日々を送ることが出来ますように、意を新たに、町政進展のため努力いたす所存であります。

明けまして、おめでとうございます。昭和四十七年の新しい年を迎えるにあたりまして、町報の紙上を拝借いたして、新年の御挨拶をさせていただきます。希望の新春を迎えるにあたり皆さんの御清福とご繁栄を衷心よりお祈りいたします。

私は昨年四月の統一選挙で六度皆さん方の御支援により議員としての重責を担当することになりました。さて一年の計は元旦にありと申されますが、年頭はだれしも大きな希望に胸はずませて、この一年間の計画をお立てのことと存じます。

御承知のように、本町は本年庁舎の新築、遠賀バイパス、直方線立体交差等町進展の槌音も高らかに響いております。

更に又、一方遠賀町総会計画基本構想もなり、いよいよ実施の段階に入る本年であります。

農業の近代化と、構造改善のための諸事業も着々と、その手を進めておりますが、幾多の隘路が現存する今日、国の積極的な施策が強く要望されるところであります。

私達は常に世論の現状を把握し時代に即応した計画的、総合的な行政を通じて推進し明るい遠賀町の建設に努力したい所存であります。皆様方の御理解と御支援をお願いする次第であります。

年頭にあたり皆様方の御健勝をお祈りし御挨拶といたします。

遠賀町町章 募集について

遠賀町新庁舎落成

を記念して町章を作定したので広く次の要領で募集いたします。

記

一、応募規格

B5版用紙

(作品、図案化の理由)

一、応募期間

昭和四十七年二月

末日迄

一、賞

入選 一点

一〇、〇〇〇円

佳作 二点

三、〇〇〇円

昭和四十七年 消防団 出初式挙行

観閲、表彰、ポンプ操法等

去る一月九日好天のもと、遠賀中学校庭にて本年町消防団の出初式を挙行了。

引き続き感謝状、表彰状の授与が行なわれて昭和四十七年出初式を終了した。



定刻八時三十分全団員出場完了九時の開会式まで町内外関係者多数の来賓者も臨席され、国歌合唱のうち国旗掲揚全員ひきしまったふんいきをもって、本年こそ……の決意が覗われる裡に着々と式は進められた。町長を先頭に観閲陣の入場、各分団は整然として注目し直ちに分列行進に移り町消防団の強みをひれきた。又ポンプ操法の実演は終始キビキビした動作で行なわれ町民に信頼感を強く与えたものと思われる。

感謝状表彰状の授与者は次のとおり。

- 福岡県知事表彰
- 遠賀町消防団
- 福岡県知事感謝状
- 第2分団班長 池田義隆
- 福岡県消防協会会長表彰



- ・10年以上永年勤続
- 第2分団団員 高山国光
- 第1分団団員 泉原敏行
- 第3分団団員 一田倉好
- ・15年以上永年勤続
- 第1分団班長 井上博文



- ・第1分団団員 徳王邦夫
- ・20年以上永年勤続
- 第2分団班長 池田義隆
- ・防火消防施設宣伝の普及改善功労者
- 第1分団分団長 植木友行
- 第3分団分団長 松本健吾
- 優良団員
- 第1分団団員 古賀久男
- 水上泰生
- 井口満
- 泉原敏行
- 泉原清
- 山崎博
- 井口直孝
- 畑生敏士

- 県民火災共済生活協同組合理事表彰
- 遠賀町消防団 第1分団

- 福岡県消防協会遠賀支部長表彰
- 第1分団副分団長 今田 藤弘
- 第2分団副分団長 大場啓太郎
- 遠賀町長表彰
- 消防協力者 山中一雄殿
- 福島隆三殿
- 戸田建設殿
- ・消防功労者
- 元団長 柴田一彦殿
- 元副団長 林 一殿
- 遠賀町消防団長表彰
- 第1分団団員 泉原敏行
- 谷口昭夫
- 柴田康則

鬼津婦人会

交通安全教室開く

▽飲んだら乗らない、乗るなら飲ませない。

去る一月八日鬼津婦人会は、交通事故のない町づくりのための交通安全教室（講師折尾署交通課長）並びに家庭における子供の教育（講師教育長）一般教養講座が催された。

▽飲酒運転の追放

歩行者（老人・子ども）の事故絶滅は家庭の主婦が中心となって運動を展開いたしました。



成人式を迎えられた 皆さんへお知らせ

一 国民年金加入について

現在我が国には、年金や恩給制度が八種類あります。

例えば、会社員でありますと厚生年金、公務員でありますと共済組合といった制度に加入することになっております。

① 加入資格について
日本国民で満二〇才の人であれば加入しなければなりません。(強制加入) 但し、大学生は任意加入となっております。

② 保険料について
月額四五〇円(但し昭和四十七年七月から月額五五〇円)を毎月婦人会が徴収しております。

③ 保険料納付期間について
二五年以上で満六〇才に達する前月まで納付する事になっております。

④ 年金額について
年金は満六五才に達した月の次の月から支給されます。
年金額=納付月数×三三〇円で計算されます。

例えば、二五年納付した人は九六、〇〇〇円の年金となります。(但し年金額は、五年に一回物価にスライドして改訂されます。)

⑤ 所得比例制について
自分は、保険料をたくさん納め

て将来人より多くの年金を受けたいとの希望者があれば、昭和四五年一〇月から現在の四五〇円に、上積の三五〇円計八〇〇円を、納付する事が出来ません。

例えば二五年納付した人は、一五〇、〇〇〇円の年金となります。

⑥ 加入の手続について
国民年金資格取得届に、記名捺印して提出すれば良い事になっております。

⑦ 資格喪失の手続について
会社員になったり、公務員になったりすると、国民年金の資格を喪失することになり、国民年金資格喪失届に記名捺印をして提出すれば良い事になっております。

⑧ 通算年金について
一つの職業で定年まで過ぎず転々と職を変った様な場合、年金の受給資格期間が不足する場合がありますので、それぞれを合計して二五年あれば年金がそれぞれから受けられる通算年金制度があります。

⑨ 国民年金と他の公的年金を
通算する場合は、二五年で通算出来ません。

⑩ 国民年金以外の公的年金を
通算する場合は二〇年で通算出来ません。
⑪ 不明の点は役場住民課社会係にお尋ね下さい。

満七〇才になられる 皆さんへお知らせ

現在満七〇才になりますと、老令福祉年金が、月額二、三〇〇円受けられる事になっております。

すでに、満七〇才を過ぎて請求されていない方がありましたら、早急に裁定請求をされる様に通知します。

① 請求手続

① 老令福祉年金裁定請求書一通

② 所得状況届一通

③ 戸籍抄本一通

④ 住民票謄本一通

⑤ 公的年金証書の写一通

⑥ 印鑑

⑦ 不明の点は役場住民課社会係にお尋ね下さい。

昭和47年度福岡県高等 農技術研修生募集について

高度な農業経営及び専門的な農業技術を研修の優秀な農業後継者を育成する為に次の要領により募集しておりますのでお知らせ致します。

記

1. 入所資格 次の各号に該当する者である事。

(1) 高等学校の卒業生(卒業見込の者を含む)又はこれからの者と同等以上の学力を有すると認められる者。

(2) 昭和22年4月1日以降に生まれたる者で福岡県内に住所を有する者。

(3) 農業の自営者又は将来農業の自営をめざす者。

2. 修業年限 1ヶ年

3. 専門研修科目

○普通作物

○工芸作物(茶又はい草のうちから一科目専攻)

○園芸(果樹野菜又は花きのうちから一科目専攻)

○畜産(養豚又は酪農のうちから一科目専攻)

○養鶏

○蚕業

4. 受付期間

(1) 昭和47年1月24日から2月12日まで(8時30分から平日は17時まで土曜日は12時30分まで)とする。

(2) 郵便によって書類を提出する場合は必ず書留郵便にする事期日は同年2月12日迄の消印のあるものに限り受けつける。

5. 選考方法

選考は (1)書類審査 (2)筆記試験 (3)面接により行なう。筆記試験は国語、社会、理科(生物)とする。

6. 選考場所

福岡県立農業講習所

(国鉄西鉄福岡駅下車)

7. 選考期日

昭和47年2月24日~25日

午前9時~午後5時まで。

昭和四十七年度 教育モニター募集

▽応募資格 教育について関心があり、教育モニターとして、仕事に熱意をもっている満二十才以上の日本国民。

ただし、議員、公務員(教職員は可)、かつての教育モニターのあなたは応募できません。

▽申込み期限

昭和四十七年二月一日から二十一日まで

▽申込み先

福岡市西中洲六一二九

福岡県教育庁秘書課 広報係

▽その他

謝礼は一回の報告について千円を支払います。

※なお詳細については町教育委員会に問合せ下さい。

(でんわ三、一二三四)

(教育委員会)



今月の税金

町民税第四期分

納期限 一月二十五日迄

国民健康保険税第四期分

納期限 一月三十一日迄

期限内に完納いたしましたよう

所得税の確定申告について

本年もまた、申告の時期となりました。

昭和四十六年分の確定申告の遠賀町の申告は左記の日程により行なわれます(若し日程内に申告の出来ない方は三月十五日迄に必ず申告して下さい)

日時 二月二十四日、二十五日、二十六日

(午前九時より午後四時迄)

場所 遠賀町公民館ホール

戦没者遺族

援護法の一部改正

旧軍人軍属等で昭和十二年七月七日以降昭和十六年十二月七日までの間において内地(非事変地・

非戦地も含む)で事変に関する勤務に関連して負傷し又は疾病にかゝりこれに起因して在職期間内及び在職期間後に死亡した者の遺族にも遺族年金が支給されるようになります。

改正前までは右期間内の負傷疾病場所が事変地又は戦地に限られていたものが内地(非事変地・非戦地も含む)の場合も含まれることになりました。

今までに改正されたことを要約すると昭和十二年七月七日以後復員時までの間に事変戦争に関する勤務に関連して、死亡したのも又は負傷疾病にかかりこれに起因して死亡した者の遺族は遺族援護法の対象になります。

○戦没者の死亡後昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの間に一回に限り再婚し右期間内に離婚(生き別れ)により婚姻を解消した戦没者の妻には遺族年金などが支給されます。

戦没者の死亡後昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの間に再婚し右期間内に相手方が死亡し婚姻前の氏に復している戦没者の妻にも遺族年金などが支給されます。
(この場合援護審査会が議決したものに限り)

示談は慎重に行いましょう

交通事故は届出を

交通事故でケガをして治療を受けるときには国民健康保険係に届出ることになっていきます。

国民健康保険では加害者に代って医療費を支払います。その代り被害者の請求権を代位取得し、支払った金額を自賠責保険に請求いたします。

損害賠償は国民健康保険に関係なく加害者と被害者の話し合いで解決するのが原則です。

示談については医療費だけでなく生活費や対物賠償及び精神的な面の慰謝料なども含まれるものです。

事故の状況や条件などをわしくメモしておいて早目に保険係に届けて下さい。

医療費などについては保険係員の意見をよく聞いて慎重に示談にに応じて下さい。

赤い羽根共同募金の お礼

遠賀町社会福祉協議会

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金については皆様の善意と御協力により左記のとおり好成績を上げることができましたこと厚

昭和四十六年度募金明細

記

赤い羽根共同募金

部 落	募 金 額
島津	4,700円
若松	7,100
鬼津	11,300
尾崎	9,800
別府	17,600
千代丸	2,800
今古賀	10,300
上別村	9,500
若葉台	1,600
虫生津	15,050
浅木	13,400
木守	14,650
老良	5,500
遠賀川	26,300
旧停	10,600
広渡	10,800
松本	2,100
道管	2,400
東町	9,730
西町	3,360
新町	18,700
計	207,290

歳末たすけあい募金

部 落	募 金 額
島津	1,481円
若松	2,440
鬼津	3,397
尾崎	3,130
別府	5,823
千代丸	755
今古賀	3,780
上別村	5,545
若葉台	600
虫生津	2,070
浅木	3,110
木守	4,598
老良	1,590
遠賀川	7,287
旧停	4,649
広渡	2,570
松本	710
道管	1,380
東町	3,080
西町	1,320
新町	6,110
計	65,425

援護業務移動相日の

お知らせ

いたします。

記

一、日時 一月二十七日

午前十時/午後四時

一、場所 水巻町民会館

(日本間)

一、相談員 県援護課職員

軍人などの恩給、年金一時金及びその他援護業務につき左記のとおり相談を受けますのでお知らせ